

設楽ダム連続公開講座 第10回とよがわ流域県民セミナー 記録
＜愛知県の説明＞

開催日：平成26年3月21日（金）

場 所：愛知大学豊橋キャンパス（小講堂）

（愛知県土地水資源課：加藤主幹）

皆さん、こんにちは。愛知県地域振興部土地水資源課の加藤と申します。よろしくお願いいたします。設楽ダム事業に係ります、「地域の生活再建対策」、「水源地振興対策」につきまして、これから貴重なお時間をいただきましてご説明をさせていただきます。

資料のほうは、A4の裏表で印刷したものをお配りしております。併せまして、前にも同じものをスライドで映させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、こちらのスライド、ページとしては2枚目になると思えますけれども、今から私がお話しさせていただこうと思う内容は、先ほど北原所長さんのご説明のところではほとんどご説明をされてしまいましたので、同じことをまたしゃべっておるなということになると思えますけれども、その点は私のほうのしゃべる都合もありますので、もう1回言っているということを、事前にお話ししながら進めさせていただきます。お願いします。

ダム事業というものですけれども、それは、洪水の被害の軽減、治水対策とか、かんがい、水道用水の確保、そのようなものにつきまして、人々の生活環境に極めて重大な役割を果たすということがございますけれども、一方で水源となるダムの建設区域のほうでございますけれども、先ほどもお話がございましたけれども、水没する地域が生じるということと、水没する区域が面的に広がると、広範囲にわたるということもございます。そうしますと、移転を余儀なくされる方々が生じるということを始めといたしまして、地域生活の生活基盤や生産基盤を支える地域社会そのものが大きな影響を受けるということがございます。ちょっと最後のスライドに行きますけれども、設楽町の図面のほうを表示させていただいております。

ダムの建設予定地になります。ちょうどこの辺りですね、「設楽ダム」というふうにかきかせていただいております。ダムの建設予定地がこの辺りということがございます。それと、ダム建設に伴う湛水区域がこの水色の付近で囲ってある付近になります。こちらの方が湛水区域の予定ということになってございます。全体で約300ヘクタールということがございます。皆様方の図面のちょうど中央付近のほうになるかと思えます。

なお、ちょっと補足と設楽町境界ということで境界が示してございますが、これは、津具村と合併前の設楽町の境界ということになっております。現在は津具村がこちらのほうにありまして、現在の設楽町の境界はこちらのほうにっておりますけれども、そ

の点、事前に申し添えさせていただきます。

それでは最初のスライドに戻ると、先ほど申しましたが、地域の生活基盤に大きな影響を与えるということでございます。そのため、ダム建設に伴います水源地域の影響を可能な限り緩和させるという幅広い生活再建対策、地域振興対策が必要となってくるということでございます。

それともう1点、ダム事業というものはご承知だと思いますけれども、道路等の公共事業と異なりまして、実際にダムの建設によって受益を受ける地域というのは建設地域ではなくて、下流域、かんがいとか洪水とか、下流域のほうが受益を受けるということございまして、ダム事業というのは事業の実施地域と事業の受益を受ける地域が異なってくるという特徴がございます。

このように、ダム事業は水源地域に著しい影響を与える一方で、下流の地域にも大きな影響を与えるということございまして、先ほどの北原所長さんからのご説明にもございましたけれども、関係当事者間の負担の均衡を図るということや水源地域の生活再建対策や振興対策のために法的な面から行っているものが、水特法ということでございます。

設楽ダムにつきましては水特法の適用を受けるということございまして、平成21年3月に水源地域の指定を受けまして、あわせて水特法に基づきます水源地域整備計画を策定し、同年3月30日に国土交通大臣による計画決定を受けておるところでございます。現在、この水源地域整備計画に沿いまして、道路や土地改良、簡易水道事業など各種の水源地域の生活再建対策、振興対策に着実に取り組んでいるというところでございます。

なお、この水源地域整備計画でございますが、先ほどもご説明がございましたけれども、その内容につきましては、設楽町さんにおきまして平成13年度から水源地域の再建計画策定事業を手がけられておりまして、町が希望する事業につきまして、事業内容の検討協議を重ねてまいったということでございます。平成19年に水源地域整備計画に係ります設楽町案の暫定版ということできりまとめられてございます。その後、県などの関係機関との協議、調整を経まして、平成20年度に設楽町案ということで策定をされたということでございます。先ほどご説明ありましたとおり、手続きといたしましては、愛知県が計画案を策定して国土交通大臣の決定を受けたということになってございますけれども、そのもとには設楽町さんからの案をもとにしているということでございます。

資料のほうになります。こちらのほうの真ん中のあたりに設楽ダムの水源地域振興の全体イメージということで書かさせていただいております。先ほどと重複いたしますけれども、(1)といたしまして、水特法に基づく整備事業。事業の中身は資料にございますので、この後詳しくご説明させていただきます。それから、(2)といたしまして公益財団法人豊川水源基金による振興事業ということでございます。それから3つめと

いたしまして、(1)と(2)、水特法及び基金以外の事業、一般行政事業として行っております。それからもう一つ(4)として、ダム建設に向けた積立金による事業と、これらの事業を効果的に活用致しまして、水源地域の生活再建対策等を行っていくということでございます。

またこれらの対策ですね、水特法の適用の特徴ということでございまして、当事者間の合意によりまして事業費の一部負担をですね、受益者による負担制度を取り入れているということでございます。県及び下流市の豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、五市など関係者との協力協調の基に実施をさせていただいているところでございます。設楽ダム事業というのは、豊川流域全体上流下流、上下流の相互のご理解とご協力と一体となって取り組んでいるということでございます。

さきほど申し上げました水源地域の生活再建対策等実施している事業でございますけれども、まずは(1)の水特法に基づく整備事業ということになります。こちらのほうの事業です。

こちらのほうは、水源地域整備計画に基づきまして、現在土地改良事業2事業とかですね、治山治水各1事業あるいは道路事業など28事業、簡易水道事業の4事業などですね、都合79事業になりますけれども、そちらのほうをですね、ダムの完成年度、予定として32年度まで、完成年度までに実施していくということでございます。事業費としては、全体として約560億円ということを予定とさせていただいております。

続きまして(2)の豊川水源基金による振興事業ということでございます。こちらはですね、公益財団法人豊川水源基金を通じまして、同じく生活再建対策事業等を実施しております。さきほどの説明と重複しますけれども、水特法による事業を補完するという措置として実施をしているものでございます。こちらのほうは水特法の適用によりまして、水源地域となる公共団体の道路などの事業費の一部を他の公共団体が負担するということですね、メリットがあるということでございますけれども、法の適用に当たってはですね、その対象となる地域とか事業ですね、ここに決められたものに限られてしまうということになります。さきほどご説明にありました24事業、法の規定にある24事業ですね、ハード整備による24事業に限られてしまうということでございますので、このような補完する措置として豊川水源基金による振興事業を行ってございます。

これでいきますと、水特法の適用を受けるということで、設楽ダムとしてダム湖が予定されているということで、対象事業地としてはダム湖に面する区域、こちらでは薄い水色になりますけれども、面する区域を大字単位で指定されたところで実施するという事業ということで限られるという形になってございます。水源地域となります設楽町さんでございますが、法の適用の対象にならない地域においてもですね、道路などの一体整備を行うということによりまして、より効果的な生活再建対策を実施するということ

もございますので、そのようなことを基金を通じて行っているということでございます。基金による事業になりますけれども、土地改良事業1事業、それから簡易水道事業3事業など都合7事業ということになりまして、事業費としては、58億円を現在予定しているところでございます。

それから3つめになります。(3)として(1)(2)以外の事業、一般行政ということでございますけれども、水特法とか基金による事業以外の事業と致しまして、広域的に行う事業ということで、県事業として広域的な道路整備から設楽町役場の改築事業を町が実施するということですね、こちらのほうを実施するということになります。

なお、設楽町役場の改築事業でございますが、ご承知のとおり、昨年12月にですね、竣工がなされたということで現在新しい庁舎のところで業務が行われているということでございます。

一般行政のほうでは、道路事業5事業と役場の改築事業1事業の計6事業ですね、事業費としては、214億円を予定をしております。今申し上げましたように、水源地域の生活再建対策等につきましては、水特法に基づく事業、それから基金による事業、一般行政事業を効果的に組み合わせまして、事業を実施しておりますけれども、さらに豊川水系におきましてはですね、東三河地域全体の合意に基づく協力協調体制の取り組みということといたしまして、ダム完成後にも続けてですね、水源地域の振興を図ることを目的として、県及び下流市によるですね、公益財団法人豊川水源基金のなかに積立金ということでですね、基金を造成いたしまして、水特法などにより整備いたしました公共施設などの維持管理費などですね、充てる経費としてダム完成後に向けて基金事業を行っております。こちらのほうですね、ダム建設期間中に運用果実も含めて50億円という形ですね、積み上げていくということになっております。

最後になりますが、生活再建対策等の事業費ということでございます。水特法による事業費で約560億円、次に基金による金額で58億円、水特法と基金以外による事業で214億円、こちらのほうが果実を含めた50億円ですので実際には45億円という形になります。それに集団移転地の造成とか生活再建資金など水没者個人の方に対します、生活再建資金のほうなど26億円を加えました合計903億円が生活再建対策の事業費と、地域振興の事業費ということになります。あと、こちらの財源の内訳でございますが、903億円ですね、今のところ国費が182億円、県費で668億円、町が30億円、豊橋等の下流市が22億円、その他の土地改良事業等の受益者の方の金額が1億円ということの903億円という内訳になってございます。

設楽ダムにおきます水特法等の生活再建対策、地域振興対策の概要は以上でございます。どうも貴重な時間をありがとうございました。